

2021年1月28日

学生の皆さん

立命館大学 学生部

2021年度春学期中の対面による課外自主活動の実施に向けた対応について

(2021年1月28日更新)

学生部では、多くの学生にとって課外自主活動は学生生活の中で重要な位置づけであることと、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、この間、立命館大学のBCP活動レベルが3や2の状況下では、一律で施設等の利用制限等を行うなどは行ってきておらず、各クラブ等から感染拡大予防策を含む活動計画の申請に基づき、面談等を実施して「感染防止策の徹底ができると認められた団体に限り、規模や内容を制限した活動を認める。」対応を行ってきています。新型コロナウイルスの影響は収束の見通しがたっておらず、2021年度の課外自主活動についても、2020年度中と同様、活動中はもちろんのこと日常生活においても、感染防止策を徹底しながら進める必要があることが見込まれます。

こうしたことから、2020年度中に対面による課外自主活動を再開していない団体を対象に、2021年度春学期に向けた対面による活動に向けて、以下のとおり対面による課外自主活動の再開への申請の受付を行います。この対応は「対面による課外自主活動の限定的な再開に向けた対応概要」にもあるように、一定の期間を要することから、この時期から申請を受け付け、準備を開始していきます。既に、2020年度中に対面活動を再開している課外自主活動団体は、2021年度についても学生部（学生オフィス・スポーツ強化オフィス）と確認した「部の対応方針」に基づく活動を継続してください。

また、対面による地域交流やイベント（試合を含む）・合宿等の活動についても、これまでの対応方針と同様に、「限定的な活動再開が認められた団体のみを対象に事前申請により、活動を認める」方法を継続します。

なお、こうした判断は、政府や自治体からの要請状況、感染拡大の状況等により変動することがあります、予めご理解をお願いします。（変更の際は、改めて通知することとします。）

新型コロナウイルス禍以前のような活動が出来ない状況において、学生の皆さんは不安や負担を感じる時期が続いています。こうした状況を収束させるため、今一度、一人ひとりの自覚と責任ある行動について考え、実践してください。慎重な行動を心がけて感染拡大の防止に務め、クラスター（集団感染）を発生させないために「密閉」「密集」「密接」の3条件を徹底して回避しましょう。学生部も皆さんの活動環境が少しでも前進するよう一緒に取り組んでいきます。

学生の皆さんは、上記の内容を踏まえ、今後もしっかりと考え行動してください。

<対面による課外自主活動の限定的な再開に向けた対応概要>

●申請期間

2021年2月8日（月）～2月16日（火）18時まで

●今回判断する活動の対象期間

2021 年度春学期中の活動（～2021 年 9 月 25 日）

●限定的な活動再開に向けたステップ

以下のステップで確認のうえ、限定的な活動の再開を認めていきます。前提として、各団体において、新型コロナウイルス禍を踏まえたリスクの範囲を理解し、それを回避するために工夫する点の検討をすすめることが重要となります。この準備に関わるミーティング等はオンラインツールを活用し、三密を徹底的に回避して実施をしてください。（適宜、教職員の顧問・部長・副部長、指導者等への相談も進めてください。）

（1）課外自主活動の対面活動再開に向けた「説明会（オンデマンド形式）*1」への参加

（2）各団体から課外自主活動の対面活動再開に向けた対応方針の学生部への申請（WEB）

申請期間：2 月 8 日（月）～2 月 16 日（火）18 時まで

（3）申請された内容の学生部による確認および確認結果のお知らせ

確認結果のお知らせ：2 月 24 日（水）以降順次

（4）申請内容から感染症拡大防止対策等が十分と認められた団体のみ学生部による面談

面談期間：3 月 2 日（火）～順次実施

（5）面談内容から感染症拡大防止対策等が十分と認められた団体のみ対面による活動再開

面談結果の案内：面談実施以降、順次対象の団体に案内

*1・・・「説明会（オンデマンド形式）」説明会の公開など詳細は、別途 manaba+R を通じてご案内します。

●申請方法等

申請の WEB フォームの URL については、上記申請期間の前に manaba+R でご案内します。

●その他

- ・対面による活動を再開した団体には、再開後も活動状況等を学生部が確認します。
- ・今次の申請や対面による活動再開状況を踏まえ、追加の申請受付、面談等については別途検討を行います。

●限定的な活動再開に向けて学生部が各団体と確認をする主な点（詳細は「説明会（オンデマンド形式）でも説明を行っています。）

- ① 部員の体調を一定期間（14 日間以上）継続的に把握、報告し、体調の悪化や不良がある部員を速やかに発見し活動に参加させない等の対処ができること
- ② 活動時だけでなく日常生活においても、参加する全員が、別途提示する定められた感染症対策（食事、外出、交遊の際など）を徹底できること
- ③ 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下で活動を再開することのリスクを理解し、他方で大学がそれを認めることの趣旨を理解できていること。人数・活動場所・時間・形態等を一定程度制限し、活動をすることの意味を説明できること
- ④ （配置されている場合は）教職員の顧問・部長・副部長、指導者等との連携を十分にとることができ、かつ部内での指揮命令系統が明確であること（有事に活動を休止するなど、迅速に対応できる体制が整っていること）
- ⑤ 学外の施設を利用する必要がある場合は、その施設の利用方針も遵守すること

⑥ 上記事項を継続して実施できるよう、各団体の特性を踏まえた「感染対策」を作成し提出をすることを求めます。

以上

<お問合せ・団体での感染の疑い等発生した場合の相談など連絡先>

衣笠学生オフィス 075-465-8167

BKC 学生オフィス 077-561-3917

OIC 学生オフィス 072-665-2130

スポーツ強化オフィス 077-561-3977

※平日 9:30～17:00 開室 (TEL は 9:00～17:30)

※開室時以外はキャンパスインフォメーション・管理室

(衣笠:075-465-8144、BKC:077-561-2621、OIC:072-665-2020) に
ご連絡ください